

ポイ捨て・犬のふん害防止条例

平成16年10月1日施行

禁止事項

●ポイ捨て
空き缶等を定められた場所以外
にみだりに捨てること



空き缶等は定められた場所以外
に捨てないようにしましょう

●犬のふんの放置
犬のふんにより公共の場所およ
び他人の土地を汚すこと



犬のふんの始末は飼い主の義務
です

●自動販売機設置、管理事業者お
よび販売事業者が回収容器を設
置しない、または設置しても管

理しない。



自動販売機には回収容器を設置
してください

罰則の対象

禁止事項に違反したかたに対し
ては、指定職員が立入調査および
現場確認をして期限を定めて原状
回復命令が出され、命令に従わな
い場合には過料を科します。

罰則の額

- ポイ捨て違反
3万円以下の過料
- 犬のふんの放置違反
3万円以下の過料
- 自動販売機設置、管理事業者お
よび販売事業者の回収容器の未
設置または管理違反
3万円以下の過料

空き缶等回収容器を貸し出します

町内の自動販売機設置、管理事業者および販売
事業者で回収容器の貸出しを希望されるかたに対
し、回収容器の貸出しを行います。

数に限りがありますので、環境課へお早めにお
申し込みください。



公共施設利用団体の皆さんによる河川敷清掃活動

問い合わせ
環境課

☎(84) 4686

一人ひとりの力が大切



坂上眞津美さん
(中谷)

だれもがきれいな町で暮ら
したいと願っていると思います。
この10月1日に、ごみのポイ
捨ておよび犬のふん害防止条例
が施行になります。よい環境は

罰則があるからルールを守るの
ではなく、私たち自らが高い意
識と責任を持って、初めて手に
入れられるもので、大人のモラ
ルの向上と協力が必要とされる
時代に入ったと思います。
家庭では、私も含め「母親の
力」が大切です。その時々の方
面で子どもに胸の張れる行動を
とっていき、よき見本となる努
力を忘れないよう心掛けたいと
思います。